

# 商品概要説明書

## 通知貯金

(2019年10月1日現在)

1. 商品名	○通知貯金
2. 販売対象	○個人・法人・任意団体
3. 期間	○期間の定めはありません。 (ただし、7日間の据置期間が必要です)
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○50,000円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○解約時に一括して払い戻しができます。 (ただし、解約する日の2日前までに当店に通知が必要です。)
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金  (5) 金利情報の 入手方法	○毎日の約定利率を適用します(変動金利)。 ○解約時に一括して支払います。 ○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ○個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%) <sup>*</sup> の 分離課税、法人・任意団体のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
7. 手数料	——
8. 付加できる 特約事項	○個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課 税制度」)の取扱いができます。
9. 中途解約時 の取扱い	○据置期間内に解約する場合は、解約日における普通貯金利率によ り計算した利息とともに払い戻します。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される 貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯 金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供で きる」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。） につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電 話：0544-58-6611）にお申し出ください。 当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を 整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決 を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837- 1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場 合は、次の機関を利用できます。上記当JA〇〇 部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバン ク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバ ンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>12. その他参考と なる事項</p>	<p>_____</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA富士宮